

狭山市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 狭山市議会委員会条例（昭和42年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属並びに常任委員会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第6条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

第2条 狭山市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中キを削り、クをキとし、ケからサまでをクからコマでとする。

附 則

この条例中第1条の規定は平成25年3月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。